

ゆうせい共済

節分

Contents

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792

※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

〇〇担当 あて

※必ず担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、
申請様式の取得にご利用ください。スマートフォン
対応

③ 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間:午前9時～午後6時

〔土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く〕

※電話番号はお間違えないようにお願いします。

【退職予定者・短時間勤務職コース転換予定者向け】

● 令和3年4月以降の雇用形態に関する共済組合への手続等	2～3
● 退職等の際には年金に関する手続を忘れずに!	4
● 退職後に加入する健康保険について	5
● 退職後に「任意継続組合員」になるためには 共済組合への届出が必要です	6～7
● 組合員証等は必ず返納してください	8
● 退職時等の被扶養者の認定資格	9
● 退職時等の「みらい」脱退に伴う給付金請求手続	9
● 退職後に「氏名または住所」の変更があった場合は届出を	10
● 退職時・雇用コース転換時の共済貸付残高の控除・弁済方法	10
● 医療費控除の還付申告を行う方へ	11
● 年金の試算をしてみませんか?	11
● 【3月末まで!】令和2年度の特定健診を忘れていませんか?	12
● 禁煙指導サービス実施結果	12
● 健康ポータル・マイリスクに参加しよう!	13
● 利用申込受付開始! マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!	14～15
● 共済組合コールセンターへのお問合せ内容	16

退職予定者又は年度末に満60歳の方対象 退 令和3年

退職予定者又は年度末に満60歳を迎える方は、令和3年4月以降の雇用形態（退職・定年延長・再雇用）
いただく手続や、共済組合の一部制度（みらい・共済貸付）に関する新規利用の要件が異なります。

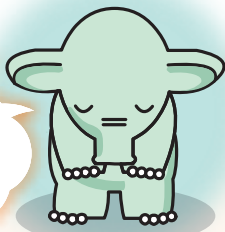
令和3年4月以降
の雇用形態

	雇用コース名	健康保険の種類	年金の種類	年金の手続
退職 (日本郵政グループ 会社以外への就職 含む)	_____	退職後の進路による ● 国民健康保険 ● 再就職の健保 ● 任意継続組合員 ● 家族の被扶養者 等 5～7ページへ		必要 「退職届」「退職事由等に関する申告書」等の提出 4ページへ
	シニア（地域・エリア・業務）基幹職 シニアスタッフ職 シニア管理職 シニア専任職	共済組合 （資格継続）	厚生年金 （国共済）	不要
定年延長	シニアスタッフ短時間勤務職	協会けんぽ に加入 5～7ページへ	厚生年金 （一般）	必要 「退職届」「退職事由等に関する申告書」等の提出 4ページへ
	再雇用シニア専任職 再雇用シニアスタッフ職 継続雇用局長コース	共済組合 （資格継続）	厚生年金 （国共済）	不要
再雇用	再雇用シニアスタッフ短時間勤務職	協会けんぽ に加入 5～7ページへ	厚生年金 （一般）	必要 「退職届」「退職事由等に関する申告書」等の提出 4ページへ

4月以降の雇用形態に関する共済組合への手続等

に応じて、共済組合に行って

該当する雇用形態を、ご確認ください。
詳細ページ ●ページへ は必ずお読みください。



組合員証等の返納	被扶養者の手続	みらい既加入者の手続	共済貸付残高の弁済	みらい新規加入可否	共済貸付新規貸付可否
必要 組合員証(保険証)等の返納 8ページへ	不要 組合員本人と同時に被扶養者の資格も喪失 9ページへ	必要 <u>自動的に脱退</u> となるため給付金請求が必要 9ページへ	必要 60歳退職時に受給する退職金で一括控除(弁済) 10ページへ	不可	不可
不要 継続利用可	不要 被扶養者の認定は継続 9ページへ	不要 (※) <u>積立期間は65歳まで延長</u> ※ 65歳以前に一時金or年金の受取りも可	不要 61歳以降の退職時に受給する退職金で一括控除(弁済)	新規加入可 (注) 翌年1月1日現在の年齢が63歳未満の場合、「一般型コース」に限る	可
必要 組合員証(保険証)等の返納 8ページへ	不要 組合員本人と同時に被扶養者の資格も喪失 9ページへ	必要 <u>脱退</u> となるため給付金請求が必要 9ページへ	必要 払込取扱票による一括弁済 10ページへ	不可	不可
不要 継続利用可	不要 被扶養者の認定は継続 9ページへ	必要 <u>自動的に脱退</u> となるため給付金請求が必要 9ページへ	必要 60歳退職時に受給する退職金で一括控除(弁済) 10ページへ	不可	可 (注) 住宅貸付を除く
必要 組合員証(保険証)等の返納 8ページへ	不要 組合員本人と同時に被扶養者の資格も喪失 9ページへ	必要 <u>脱退</u> となるため給付金請求が必要 9ページへ	必要 60歳退職時に受給する退職金で一括控除(弁済) 10ページへ	不可	不可

〈 広報担当 〉

退職等の際には年金に関する手続きを忘れずに!

退職等により長期組合員の資格を喪失する方は、共済センターへ「退職届」等の提出が必要です。

※ 退職後に任意継続組合員となる場合も、長期組合員の資格を喪失するため、「退職届」等の提出が必要です。

退職等とは?

- 自己都合退職、勸奨退職
- 短時間勤務職コース（シニアスタッフ短時間・再雇用シニアスタッフ短時間を含む）への変更
- 再雇用フルタイム勤務の終了 等

退職時の年金に関する手続きフローチャート

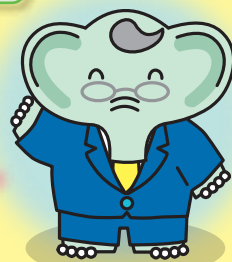
退職する日の翌日から、

再雇用シニアスタッフ職（フルタイム）

再雇用シニア専任職

または、国家公務員 として採用されますか?

間違わずに
提出するぞう!!



はい

- 再雇用シニアスタッフ職（フルタイム）
- 再雇用シニア専任職 として勤務
…共済組合員の資格が継続するため、
手続は必要ありません。
- 国家公務員として勤務
…コールセンターへご連絡ください。
（加入先の共済組合へは、日本郵政共済組合
に加入していたことを申し出てください。）

地方の共済組合へ転出する手続が必要です。

- 提出書類
- 組合員転出届書
 - 退職事由等に関する申告書

退職したことの届出と、年金に関する手続が必要です。

- 提出書類
- 退職届（老齢厚生・退職共済年金
受給権者用）
 - 退職事由等に関する申告書

いいえ

退職する日の翌日から
地方公務員として採用されますか?

はい

いいえ

年金の「支給開始年齢」に到達していますか?

生年月日		支給開始年齢
昭和28.4.2 ~ 昭和30.4.1		61歳
30.4.2 ~	32.4.1	62歳
32.4.2 ~	34.4.1	63歳
34.4.2 ~	36.4.1	64歳
36.4.2 ~		65歳

はい

いいえ

退職したことの届出が必要です。

- 提出書類
- 退職届
 - 退職事由等に関する申告書

● 書類の様式は共済組合HPからダウンロードできます。

トップページ

よくある手続から探す

退職届／年金請求

退職届



スマホ用
QRコード

郵送先

日本郵政共済組合共済センター 年金担当（住所は表紙を参照）

〈年金担当〉

退 退職後に加える健康保険について

- 退職日の翌日又は任意継続組合員となって2年を経過する日(満了日)の翌日に、共済組合員の資格を喪失します。
※ 下表の A に該当する方、任意継続組合員に加える方を除きます。
- ライフスタイルに応じて、新しい健康保険に加えることとなります。
「どの健康保険に加えるのか」、「手続は必要なのか」を今から確認しておきましょう。

◆ 退職後のライフスタイルと加える健康保険制度等

	退職後又は61歳到達年度以降のライフスタイル	加える健康保険制度	備 考
A	● 日本郵政グループ各社の ・シニア(地域・エリア・業務)基幹職 ・シニアスタッフ職 ・シニア管理職 ・シニア専任職 ・再雇用シニア専任職 ・再雇用シニアスタッフ職 ・継続雇用局長コース	日本郵政共済組合 (資格継続) < 手続不要 >	在職中の組合員証等をそのまま使用できます。
B	● 日本郵政グループ各社の ・シニアスタッフ短時間勤務職 ・再雇用シニアスタッフ短時間勤務職 ・エキスパート等の契約社員の方 ・期間雇用社員(労働時間週20時間以上)	協会けんぽ	退職日から再就職日までに1日以上期間が空く方は要注意。 ⇒再就職までの間、他の健康保険制度への加えるが必要です。 次の D を参照してください。
C	● 民間企業の正社員等(社会保険適用) ● 公務員	再就職先の健康保険等	
D	● 年金受給者等(お勤めしない方) ● 日本郵政グループ各社の期間雇用社員(労働時間が週20時間未満の方) ● 短期アルバイト(社会保険適用外) ● 自営業	次の中からの選択となります。 ①任意継続組合員に加える ②国民健康保険に加える(※) ③家族の健康保険の被扶養者となる(※)	退職日時点で60歳未満の方とその被扶養配偶者の方は要注意。 ⇒左記の健康保険のほか、国民年金第一号被保険者への種別変更手続が必要です。

※ D のうち、②はお住まいの市区町村、③はご家族が加えられている健康保険組合等に詳細をご確認ください。

D に該当する方は手続をしないと無保険になります!

保険証がないと医療費が全額自己負担になるため、任意継続組合員に加えない場合は、必ず何らかの健康保険に加えてください。

D の「①任意継続組合員に加える」の詳細は、次のページ(P6~P7)をご覧ください。

◆ 共済組合から「資格喪失証明書」を発行します

上記 D に該当する方は、新しい健康保険への加入手続にご利用ください。

上記 B、Cの方にも一律に発行しますので、不要な場合は破棄をお願いします。

資格喪失証明書発行時期の目安

種 別	送 付 時 期
日本郵政グループ各社を退職する方	退職日のおよそ1週間後
任意継続組合員となり 2年を経過する方	2年を経過する月の上旬 (例)平成31年4月1日に任意継続組合員となった方は令和3年3月上旬

- 詳しくはホームページをご覧ください。

トップページ ▶ 用語から探す ▶ 資格喪失/掛金払込証明書

【再発行について】未着の場合や、紛失等により再発行が必要な場合は、

様式「証明書発行申請書」を記入の上、共済センター標準報酬・任継担当へ郵送してください。〈標準報酬・任継担当〉



スマホ用
QRコード

1 任意継続組合員制度について

◆ どんな制度？

退職日の翌日から最長で2年間、日本郵政共済組合の短期給付や福祉事業が受けられます。

任意継続組合員(以下「任継」といいます。)には、医療費が高額になったときに支給される高額療養費に上乗せされる附加金など、国民健康保険にはない給付制度があります。

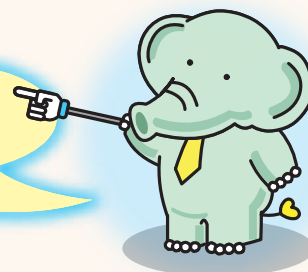
※ 一部、在職中と比べて給付対象外となるものもあります。

◆ 加入条件は？

- ①退職日の前日までに、継続して1年以上の組合員期間があること
- ②様式「任意継続組合員になるための申出書」を退職日を含めて10日以内に提出すること
- ③退職日を含めて20日以内に、初月分の任意継続掛金を払い込むこと
- ④再就職により、他の健康保険組合等に参加していないこと



4月1日に採用され、翌年の3月31日に退職した場合、退職日の前日(3月30日)までの組合員期間は1年未満ですので、任意継続組合員制度に加入することはできません。



◆ 掛金は？

任継は、国民健康保険と同じく掛金(=保険料)が必要です。(家族の健康保険の被扶養者となる場合、掛金は必要ありません。)

在職中は、会社と組合員が折半して掛金額の半額を会社が負担しますが、任継に加入した場合、会社負担分がなくなり在職中の約2倍の掛金額となります。

国民健康保険の保険料は前年の収入により決定されるため、退職直後は前年の収入が高いことが影響し、国民健康保険の保険料の方が、任継の掛金額よりも高くなる傾向にあります。

<参考>令和2年度の掛金率で最大の掛金額

(=退職時の標準報酬月額が41万円以上)

【短期掛金 + 介護掛金】

払込方法	1回あたりの掛金額	年間の掛金額
月払い	43,287円	519,444円
半年払い	256,771円	513,542円
年払い		508,557円

年払いが
お得です!



ホームページに掲載している「任意継続掛金額簡易試算シート」で試算ができます。

● ホームページ掲載場所

トップページ ▶ 共済組合のしくみ ▶ 共済組合の掛金 ▶ 任意継続掛金の試算



スマホ用
QRコード

ためには共済組合への届出が必要です

2 任意継続組合員になるための手続

◆ 注意事項

 任継になるためには、ご自身で共済組合へ手続する必要があります。
申出期限や掛金の納入期限を過ぎると、原則、任意継続組合員にはなりません。

◆ 手続書類

- 様式「任意継続組合員となるための申出書」及び「自動払込利用申込書」をセットで下記の郵送先まで直接送付してください。退職時の勤務先へ送付されても、任継の加入手続はできません。
- 様式「任意継続組合員となるための申出書」はホームページからダウンロードできます。
「自動払込利用申込書」は郵便局もしくは、ゆうちょ銀行の窓口で入手してください。
(「自動払込利用申込書」の入手が困難な場合は共済組合コールセンターまでお電話ください。)

● ホームページ掲載場所

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 任意継続組合員加入／脱退



スマホ用
QRコード

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 標準報酬・任継担当 (住所は表紙を参照)

◆ 任継になるための申出期限、初回掛金の納入期限 (月末退職者の場合)

- 申出期限と初回の掛金納入期限は、下表のとおり、掛金払込方法により異なります。
- 共済センターから自動払込の手続完了通知が届くまでの間は、共済センターから送付する「払込取扱票」での払込みとなります。

払込方法	申出期限	初月分の掛金納入期限
半年払い、年払い (初月分から前納割引を希望する場合)	<u>退職日を含めて“10日前必着”</u> (例)令和3年3月31日(水)退職の場合 ⇒ 令和3年3月22日(月) 必着	<u>退職月の末日まで</u> (例)令和3年3月31日(水)退職の場合 ⇒ 令和3年3月31日(水)
月払い	<u>退職日を含めて“10日以内必着”</u> (例)令和3年3月31日(水)退職の場合 ⇒ 令和3年4月9日(金) 必着	<u>退職日を含めて20日以内</u> (例)令和3年3月31日(水)退職の場合 ⇒ 令和3年4月19日(月)
半年払い、年払い (初月分の前納割引を希望しない場合) (1か月+5か月分前納、1か月+11か月分前納)		

 ● 申出期限の必着日が土、日、祝日の場合は、前営業日が必着日となります。
● 払込取扱票の納入期限日が土、日、祝日の場合は、前営業日が納入期限となります。
● 金融機関の取扱上、払い込まれた曜日(土、日、祝日)や時間帯(各金融機関で異なります)によっては、翌営業日の入金処理となり、納入期限を超過する場合がありますので余裕をもって払い込んでください。



◆ 任意継続組合員証の発行と在職時の組合員証の取扱い

掛金を払い込まれてから2週間程度でご自宅に郵送します。任意継続組合員証が到着するまでは、在職時の組合員証等を使用してください。任意継続組合員証がお手元に届きましたら、在職中の組合員証等は、共済センターに返納してください。(詳細はP8をご覧ください)。

〈 標準報酬・任継担当 〉

退 組合員証等は必ず返納してください

退職や雇用コースの転換等により共済組合員の資格を喪失する場合、共済組合から交付された組合員証等(※)を速やかに返納していただくことになります。

※ 被扶養者がいる場合は、被扶養者証等も併せて返納してください。

※ 組合員証等とは次のものをいいます。

組合員証(保険証)、被扶養者証(保険証)、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書

退職、雇用コース変更等による組合員証等の取扱い一覧

令和3年4月以降の雇用形態・雇用コース等		共済組合員の資格	組合員証等の返納要否
退職 (※)	●他の会社等に再就職し、その会社等の健康保険に加入 ●国民健康保険に加入 ●家族の被扶養者になる	喪失	要返納
	●任意継続組合員への加入(P6~P7)	継続	要返納
定年延長	●シニア(地域・エリア・業務)基幹職 ●シニアスタッフ職 ●シニア管理職 ●シニア専任職	継続	返納不要
	●シニアスタッフ短時間勤務職	喪失	要返納
再雇用	●再雇用シニア専任職 ●再雇用シニアスタッフ職 ●継続雇用局長コース	継続	返納不要
	●再雇用シニアスタッフ短時間勤務職	喪失	要返納
その他	●短時間勤務職コースへの転換 ●任意継続組合員の満了又は脱退	喪失	要返納

任意継続組合員証等が届いたら、在職時の組合員証等を速やかに返納してください。

※再雇用後の退職、年度末以外の退職を含みます。

① カードの場合は、右下を切り取ってください。紙の場合はそのまま構いません。

② 様式「組合員証等返納票兼亡失届」に必要事項を記入します。

●様式はホームページからダウンロードできます。

トップページ ▶ よくあることから探す ▶ 組合員証等の再交付/返納



スマホ用QRコード

③ ①と②を併せて、組合員が直接、共済センター被扶養者担当へ郵送により返納してください。

返納方法

こちらを郵送

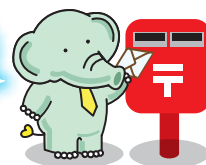


処分

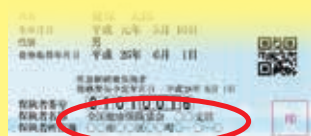


(紙の証はそのままの状態)

所属の会社には
返納しないでください。



健康保険組合で発行している「健康保険被保険者証」の返納先は、共済センターではありません。
返納先につきましては、健康保険被保険者証に表示されている事業所にお問合せください。



表示されている
発行元にご照会します

送付先の間違いに
ご注意ください!



(注) 返納せずに病院等で使用すると...

- 不正使用として共済組合が負担した額(総医療費の7割~9割)を返還していただきます。
- 刑法上の犯罪に該当することがあります。

〈被扶養者担当〉

退 退職時等の被扶養者の認定資格

満60歳で年度末を迎える組合員の被扶養者の認定資格は、令和3年4月以降の雇用形態（退職、定年延長、再雇用、任意継続組合員となる）により自動的に継続、若しくは喪失します。下表の該当箇所と注意事項をご覧ください。

令和3年4月以降の雇用形態・雇用コース等		共済組合における組合員本人の資格	共済組合における被扶養者の資格	被扶養者に関する手続
退職	—	自動的に喪失	自動的に喪失	不要
定年延長	●シニア（地域・エリア・業務）基幹職 ●シニアスタッフ職 ●シニア管理職 ●シニア専任職	自動的に継続	自動的に継続	不要
	●シニアスタッフ短時間勤務職	自動的に喪失	自動的に喪失	不要
再雇用	●再雇用シニア専任職 ●再雇用シニアスタッフ職 ●継続雇用局長コース	自動的に継続	自動的に継続	不要（※1）
	●再雇用シニアスタッフ短時間勤務職	自動的に喪失	自動的に喪失	不要
その他	●任意継続組合員	任意継続組合員となるための申出を行って、任意継続組合員となった場合、継続（※2）	自動的に継続	不要

（※1） 退職から日を空けることなく、引き続き再雇用された方の被扶養者に限ります。

（※2） 退職日の翌日から最長で2年間、日本郵政共済組合の短期給付や福祉事業が受けられます。

《注意》 被扶養者の状況に変更があった場合は、改めて認定または認定取消手続が必要です。

	被扶養者の状況	必要な手続
例1	4月以降、子が就職する／収入増加する／進学等により別居する	認定取消
例2	子を扶養していたが、自分の退職により共同扶養者である配偶者の収入が高くなる	認定取消
例3	定年を機に実家に戻り、父母と同居することになったため、扶養したい	認定

〈被扶養者担当〉

退 退職時等の「みらい」脱退に伴う給付金請求手続

共済組合員の資格を喪失すると、団体積立年金保険「みらい」は脱退となりますので、下表をお確かめの上、必要な手続をお願いします。

令和3年4月以降の雇用形態・雇用コース等		継続可・否	手続が必要な方	手続の期限
定年延長	●シニア（地域・エリア・業務）基幹職 ●シニアスタッフ職 ●シニア管理職 ●シニア専任職	可	3月末で脱退を希望する方	令和3年3月10日（水）まで ※ 期限を過ぎると、4月控除分の取消が間に合わず、一旦控除される可能性があります。
	●シニアスタッフ短時間勤務職	否	加入者全員	
その他	●短時間勤務職コースへの転換	否		
退職	●勧奨退職、自己都合退職 ●3月以外に退職される方	否		
再雇用	●再雇用シニア専任職 ●再雇用シニアスタッフ職 ●継続雇用局長コース ●再雇用シニアスタッフ短時間勤務職	否	加入者全員	速やかに

★ 手続方法

手順① 明治安田生命保険相互会社の下記窓口に、電話で退職時の書類を請求してください。
（「ご退職時の手続等のご案内」という書類一式がご自宅等に郵送されます。）

手順② 同封の様式「給付金請求書」を記入の上、共済センターみらい担当へ郵送してください。

《注意》 給付金請求書は、加入コース別に必要となります。

★ 書類請求先／積立額の照会先／年金受取方法等の照会はこちら

明治安田生命保険相互会社（「みらい」幹事会社） 電話：0120-165-660（平日9:30～17:30）

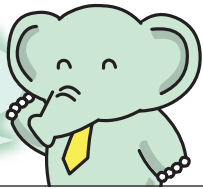
〈みらい担当〉

退 退職後に「氏名または住所」の変更があった場合は届出を

退職後は、国家公務員共済組合連合会（KKR）又は日本年金機構から、年金の請求手続に関する重要なご案内が送付されます。

年金を受給するまでの間に「氏名または住所」の変更があった場合は、必ず下表の届出をお願いします。

※ 送料は差出人負担

手続の種類	手続先及び照会先
●退職後に任意継続組合員になった方 - 住所変更の手続 「振込口座・住所新規・変更届出書」 - 氏名変更の手続 「氏名等変更届出書」 各様式はホームページからダウンロードできます。 トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 各種変更(氏名・住所等)	日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継担当 (住所は表紙をご参照ください) さらに、 下のKKRへの届出も! 
●退職者全員（<u>上記の任意継続組合員含む</u>） 住所、氏名変更の手続 様式は<u>KKRホームページ</u>からダウンロードできます。 (郵送を希望する場合は、右記のKKRに) ご請求ください。 KKRホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード	国家公務員共済組合連合会(KKR) 年金部資格管理課 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 TEL:0570-080-556 (ナビダイヤル) 03-3265-8155 (一般電話)

〈 標準報酬・任継担当 〉

退 退職時・雇用コース転換時の共済貸付残高の控除・弁済方法

令和3年4月以降の雇用形態（退職、定年延長、再雇用）により弁済時期、弁済方法が異なります。

65歳定年制の導入に伴い、定年延長のコースを選択する場合、最長で65歳まで弁済期間が延長されます。

令和3年4月以降の雇用形態・雇用コース等	貸付資格	弁済時期、弁済方法
退職(※1)	喪失	① まずは退職手当から貸付残高を一括控除 ② ①で控除しきれなかった残高について、後日、共済組合から送付される「払込取扱票(※2)」で払込み
再雇用	喪失	
定年延長 NEW	継続	60歳以前の弁済（給与控除、ボーナス控除）は最長65歳まで継続 - その後、退職手当が支給されるタイミングで残高があれば、上欄と同様①、②により控除・払込み
その他	喪失	貸付資格喪失時点で退職手当が支給されないため、共済組合から送付される「払込取扱票(※2)」で払込み

(※1) 年度末以外の退職も含みます。(※2) 指定の期限までに最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行での払込みをお願いします。(払込手数料は組合員負担)

よくある
質問

Q:現在の貸付残高を確認したい。

A:貸付が決定した際に共済組合から交付された「弁済予定表」をご確認ください。

※ 弁済予定表を紛失等した場合は、申請様式「共済組合貸付金残高等照会票」に記入の上、共済センター貸付担当へ郵送してください。

●書類の様式は共済組合HPからダウンロードできます。

[トップページ](#) ▶ [人生のイベントから探す](#) ▶ [資金が足りないとき](#) (以降の各貸付ページ参照)



スマホ用
QRコード

〈 貸付担当 〉

医療費控除の還付申告を行う方へ

共済組合では、「医療費控除の明細書」に記入する社会保険などで補填される金額の証明書となる、**「短期給付金支給証明書」(要申請)**を発行しています。高額療養費等の送金を受けた方で、診療月等の内訳が分からない場合にご活用いただけます。

なお、**令和2年11月受診分以降の高額療養費等の支給証明書**は、当該給付金の送金が令和3年3月中旬以降となるため、令和2年分の確定申告の申告期間(令和3年2月16日から同年3月15日まで)には発行できません。

その他に、医療費控除に利用できる証明書の発行は行っておりませんので、ご了承ください。

- 申請様式「短期給付金支給証明発行申請書」はホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#)

[給付・医療費から探す](#)

[各種証明書の発行](#)



スマホ用
QRコード

また、どこの医療機関を受診したかお忘れの場合等は、「**医療機関受診歴**」(要申請)を発行できますので、申請様式の送付を希望する場合は、共済組合コールセンターまでお申し出ください。

※ 「医療機関受診歴」は医療費控除でのご利用はできませんのでご注意ください。

郵送先

日本郵政共済組合共済センター 給付担当(住所は表紙を参照)



〈 給付担当 〉

年金の試算をしてみませんか？

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、インターネットを通じて年金情報を提供する、「KKR年金情報提供サービス」を行っています。

◎ご利用対象者

- ▶ 日本郵政共済組合員の方
- ▶ 元組合員の方
- ※ すでに年金決定している元組合員の方はご利用できません。

◎確認できる情報

- ▶ ご自身の年金記録
- ▶ 将来の年金見込額
- ▶ 在職支給停止後の支給額計算
- ▶ 退職年金等給付見込額
- ▶ ねんきん定期便情報
- ※ 第2号厚生年金被保険者期間に限ります。

◎ご利用方法(パソコンでの閲覧方法)

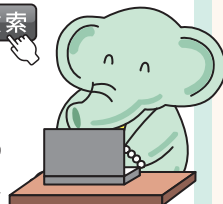
①インターネット

KKRホームページのトップページ内

**KKR年金情報
提供サービス**



から
ご利用の
申し込み



②KKRからユーザーID・

パスワードを郵送(2週間程度)



③郵送されたユーザーID・パスワードで、 「KKR年金情報提供サービス」にログイン！

サービスに
関する詳しい
お問い合わせ先

照会先

国家公務員共済組合連合会 年金部
年金情報提供サービス担当 KKR年金相談ダイヤル
0570-080-556(ナビダイヤル) または 03-3265-8155(一般電話)

〈 年金担当 〉

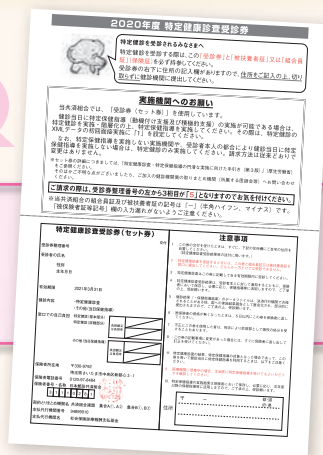
【3月末まで!】令和2年度の特定健診を忘れていませんか?

40歳～75歳未満の被扶養者・任意継続組合員とその被扶養者の皆さまへ

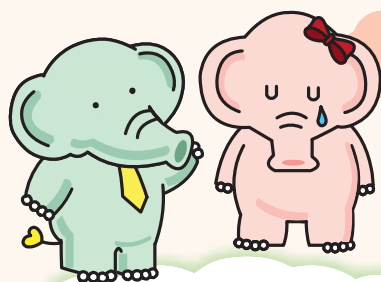
受診費用は
無料!

令和2年度「特定健康診査受診券」の
有効期限は令和3年3月31日(水)まで!

特定健康診査
受診券



今年度、40歳から74歳(75歳に達する方は、誕生日の前日)までの被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者の方に対し、組合員の自宅あてに「特定健康診査受診券」を郵送しています。



受診券が
見つからない...

大丈夫です!

紛失等で手元にない方は
簡単に再発行することができます。



PCから申請の場合

下記の共済組合ホームページの
専用フォームから「再交付」申請



スマートフォンから申請の場合

下記のQRコードを読み取り、
専用フォームから「再交付」申請

左記の専用フォームからは、
「送付先の変更」も申請する
ことができます!

単身赴任等により、組合員の
住所と被扶養者の住所が異
なる場合にご利用ください。

●ホームページ掲載場所(特定健診受診券発行等専用フォーム掲載ページ)

トップページ ▶ 用語から探す ▶ 特定健診・特定保健指導 ▶ 特定健康診査(特定健診)



スマホ用
QRコード

〈助成担当〉

禁煙指導サービス実施結果

令和2年7月に実施した禁煙指導サービス(1回目)の結果を
お知らせします。

実施結果

(1) 年代別の参加者割合	20代	3.7%
	30代	9.7%
	40代	48.8%
	50代	30.5%
	60代	7.3%

(2) 喫煙本数 一口あたりの		開始時	終了時
	20本以上	18%	5%
	10～19本	30%	22%
	10本未満	52%	73%

※禁煙成功者を含みます。

禁煙を成功させるために大切なこ
とは、禁煙によってニコチンが切れ
ることで起こる離脱症状(禁断症
状)への対処法と心構えです。
離脱症状を克服して、禁煙を成功・
継続させましょう!

(1)
禁煙成功率(※1)
48.7%

+

(2)
減煙成功率(※2)
30.7%

=

参加者全体の
79.4%
に効果あり!!

(※1) 禁煙とは、喫煙本数が0本のこと。

(※2) 減煙とは、喫煙本数が減ったこと。

●ホームページ掲載場所

トップページ ▶ レク、宿泊助成/メンタルヘルス相談/禁煙 ▶ 禁煙



スマホ用
QRコード

〈助成担当〉

健康ポータル・マイリスクに 参加しよう!



皆様の健康づくりを応援します!



初回登録専用ページ(初回のみ)

※初回利用時はこちらで初回登録手続きをしてください

初回登録専用ページURL

https://happylth.com/register/step1_2



組合員の皆様

日本郵政グループ 福利厚生サービス
Letter for Benefit マイヘルスNavi

- 初回認証ID:「JP」+「組合員番号(8桁)」+「数字7桁(0000000)」
例)JP+組合員番号:11223344+数字:0000000
⇒JP1122334400000000
- 初回認証PW:生年月日数字8桁
例)1980年1月1日 ⇒ 19800101

被扶養者・任意継続組合員の皆様

- 初回認証ID:「JP」+「組合員番号8桁」+「生年月日8桁」+「男性:1または女性:2」
例)JP+組合員番号:12345678+生年月日:1980年1月1日+男性:1
⇒JP12345678198001011
- 初回認証PW:生年月日数字8桁
例)1980年1月1日 ⇒ 19800101

初回登録手順

- ①初回登録専用ページにアクセスし、上記の初回認証ID・初回認証パスワードを入力し「認証する」をクリック。
 - ②メールアドレスを登録。
 - ③確認メールが届いたら、メール文中にあるURLにアクセスし情報を登録。
受信拒否設定やドメイン指定により、メールが届いていないケースがあります。「@bohc.co.jp」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。
 - ④生活習慣アンケートを入力。
 - ⑤入力内容を確認し、「登録する」をクリックし完了です。
- <注意事項>グループ子会社に出向している組合員の方は、右記のQRコードを使用してログインしてください。



健康ポータルサイトに下記方法でアクセス(初回登録完了後)

※初回利用の方は「初回登録専用ページ」で初回登録を完了してください。

検索サイト
(PC・スマートフォン)

<https://happylth.com/>

ハピルス健康ポータル

検索



ログイン後は・・・



健康情報、健康レシピ、健康コラムを掲載!



マイログボタンから健診結果の確認が可能!



マイリスクは、健診結果数値から疾病リスク・死亡リスクといった誰でも避けたい健康リスクを予測し、利用者の健康に関する関心を高め、健康行動を促進するサービスです。

〈助成担当〉

利用申込受付開始！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります！

2021年3月(予定)から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



内閣府



総務省



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
かざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



利用申込はカンタン！

今すぐ申込可能

✓ まずは必要なものをチェック！



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。

※「マイナポータルAP」は閉じてください。

STEP2

- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。

※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。

数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



スマホからの
アクセスは
こちら！





どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



いつから使えるの？

● 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！

● 2021年3月（予定）から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

● 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

● 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



マイナンバーカードの
申請はお早めに！



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイ ナン バー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～18時30分

共済組合コールセンターへのお問合せ内容

1年を通して共済組合への電話によるお問合せの多い手続の上位10項目は以下のとおりです。これらの内容については、ホームページのトップページに掲載しています。

手続きの確認や様式のダウンロードはホームページからできますので、ご活用をお願いします。

順位	電話による問合せの多い手続	ホームページの確認箇所
1	被扶養者の認定	被扶養者が増えた(認定)
2	被扶養者の取消	被扶養者が減った(取消)
3	限度額適用認定証の発行	限度額適用認定証
4	退職届(年金記録に関する届出)の提出	退職届/年金請求
5	人間ドック、がん検診、脳ドック等の助成	人間ドック・がん検診等
6	退職共済年金、老齢厚生年金、障害年金、遺族年金	退職届/年金請求
7	任意継続組合員加入	任意継続組合員加入/脱退
8	傷病手当金	傷病手当金
9	産休・育休取得時の掛金免除、終了時の改定等	産休/育休時の掛金
10	組合員証等の返納	組合員証等の再交付、返納

日本郵政共済組合

共済組合のしくみ (保険証・掛金等) | 短期給付事業 (医療費・各種給付) | 長期給付事業 (年金) | 福祉事業 (助成・みらい・貸付)

よくある質問 | お問い合わせ (連絡先・書類送付先)

お知らせ

- 2020年12月16日 **NEW** 【更新】「令和2年7月3日からの大雨」により被災された方への支援
- 2020年12月10日 広報誌KKR(12月号)発行のお知らせ
- 2020年12月4日 【自治体向け】医療費助成事業に関するアンケート「調査票」
- 2020年12月4日 特定健康診査等実施機関の訂正
- 2020年11月11日 【御礼】特定健康診査受診者限定特典の申込みについて
- 2020年10月22日 組合員証等の検認を実施しています(一部対象者のみ)
- 2020年10月21日 特定健康診査受診者の再発行を希望する方へ
- 2020年10月1日 【重要】65歳への定年延長に関する共済組合からのお知らせ
- 2020年9月24日 令和2年度 被扶養者資格確認の実施(一部対象者のみ)
- 2020年9月18日 年末調整等に必要証明書の発行(みらい・住宅貸付)

よくある手続から探す

- 被扶養者が増えた(認定)
- 任意継続組合員加入/脱退
- 出産費・家族出産費
- 被扶養者が減った(取消)
- 産休/育休時の掛金
- 高額療養費
- 人間ドック・がん検診等
- 傷病手当金
- 組合員証等の再交付/返納
- 退職届/年金請求
- 限度額適用認定証
- 各種変更(氏名・住所等)

よくある質問

- 入社時と退職時の手続
- ゆうせい共済 473号を発行しました!!
- 共済組合へ提出する住民票について
- 各種送金スケジュール
- 団体積立年金保険「みらい」
- 特定健診等の実施機関検索
- 健康ポータル(健診結果等の情報提供)
- レク、宿泊助成/メンタルヘルス相談/禁煙
- 広報誌「ゆうせい共済」
- 地震・台風等の災害関連情報
- 地方自治体との連携

ホームページは便利だぞう。

〈広報担当〉